

公立大学法人金沢美術工芸大学教員の任期に関する規程

平成22年4月1日

法人規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、金沢美術工芸大学の教員の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた任用を行う教員の職等)

第2条 法第4条第1項の規定による任期を定めた任用を行う教員（以下「任期付任用教員」という。）の職は、同項第1号に規定する教育研究組織の職とし、当該任用の対象となる教育研究組織、教員の職等は、別表に定めるところによる。

(適用除外)

第3条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則第20条に規定する定年は、任期付任用教員には適用しない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議に基づき理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年1月1日以前に任用した教員等においては、なお従前の例による。
- 3 平成22年3月31日に在職し、同年4月1日以後も引き続き在職する教員等の任用の任期については、任用後の在職期間を控除した期間とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に任用した教員等においては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	職	定員	任期	再任に関する事項
美術工芸学部 工芸科	助教	2人	3年	再任を妨げない。ただし、再任は、1回を限度とし、当該再任の場合における任期は、2年とする。